

Japanese Services Group Tax Newsletter

在米日系企業のための米国税務ニュースレター (毎四半期発行)

2016年春季版

今季号の内容:

税務申告書提出期限の改正	1
医療保険制度改革法下での税務報告	2
州税の動向	3



税務申告書およびその他の様式の提出期限の改正

2015年7月31日、「2015年地上交通・退役軍人医療選択肢改善法」(H.R. 3236、以下「新法」)がオバマ大統領の署名により成立された。新法には、C法人、パートナーシップ、遺産財団、信託の法人税申告書の他、FinCEN様式114(外国金融口座報告書(Report of Foreign Bank and Financial Accounts: FBAR)に関連)、様式990(シリーズ)および様式5500の提出期限に関する重要な改正点が含まれている。また、これら申告書等の提出について認められる延長期間も改正されている。一般的に、改正発効日は、2016年1月1日以降に開始する課税期間に関する税務申告書の提出に影響する。

新法では、C法人、S法人、パートナーシップ、遺産財団、信託、従業員給付制度、非課税法人、FBARに関し、以下の提出期限が規定されている。

法人種別	課税年度	現行の提出期限	改正後の提出期限	発効日
C法人	12月31日	3月15日、延長期間は6ヶ月(9月15日)	2026年まで 4月15日 、延長期間は 5ヶ月 (9月15日)、それ以降は延長期間6ヶ月(10月15日)	2016年1月1日以降開始の課税年度
C法人	6月30日	9月15日、延長期間は6ヶ月(3月15日)	2026年まで提出期限は9月15日で 変更なし 、延長期間は7ヶ月(4月15日)	2026年1月1日以降は提出期限が10月15日、延長期間は6ヶ月(4月15日)

法人種別	課税年度	現行の提出期限	新しい提出期限	発効日
C法人	その他会計年度	課税年度終了後、3ヶ月目の15日、延長期間は6ヶ月	課税年度終了後、 <u>4ヶ月目</u> の15日、延長期間は <u>5ヶ月</u>	2016年1月1日以降開始の課税年度
S法人	12月31日	3月15日、延長期間は6ヶ月(9月15日)	改正なし	改正なし
S法人	その他会計年度	課税年度終了後、3ヶ月目の15日、延長期間は6ヶ月	改正なし	改正なし
パートナーシップ	12月31日	4月15日、延長期間は最長5ヶ月(9月15日)	<u>3月15日</u> 、延長期間は最長 <u>6ヶ月</u> (9月15日)	2016年1月1日以降開始の課税年度
パートナーシップ	その他会計年度	課税年度終了後、4ヶ月目の15日、延長期間は最長5ヶ月	課税年度終了後、 <u>3ヶ月目</u> の15日、延長期間は最長 <u>6ヶ月</u>	2016年1月1日以降開始の課税年度
遺産財団および信託	12月31日	4月15日、延長期間は最長5ヶ月(9月15日)	4月15日、延長期間は最長 <u>5ヶ月半</u> (9月30日)	2016年1月1日以降開始の課税年度
遺産財団および信託	その他会計年度	課税年度終了後、4ヶ月目の15日、延長期間は最長5ヶ月	課税年度終了後、4ヶ月目の15日、延長期間は最長 <u>5ヶ月半</u>	2016年1月1日以降開始の課税年度
従業員給付制度	暦年およびその他会計年度	制度年度終了後、7ヶ月目の末日、延長期間は2ヶ月半	制度年度終了後、7ヶ月目の末日、延長期間は <u>3ヶ月半</u> (暦年の場合、11月15日)	2016年1月1日以降開始の課税年度
非課税法人	暦年およびその他会計年度	課税年度終了後、5ヶ月目の15日、延長期間は3ヶ月	課税年度終了後、5ヶ月目の15日、延長期間は <u>6ヶ月</u>	2016年1月1日以降開始の課税年度
FBAR	暦年およびその他会計年度	6月30日	<u>4月15日</u> 、延長期間は最長 <u>6ヶ月</u> (10月15日)	2016年1月1日以降開始の課税年度

医療保険制度改革法 (Affordable Care Act)

内国歳入庁(以下「IRS」)は、2014年後期に、内国歳入法(IRC)第6055条および第6056条により義務付けられている従業員の医療保険に関する雇用主の税務情報報告のための指針と様式草稿を発表した。医療保険制度改革法(ACA)に基づく雇用主の報告義務は複雑である。今季号では、雇用主の報告義務を履行する際に直面する困難な課題について取り上げる。

大規模雇用主 (Applicable Large Employer: ALE) の定義

コントロールグループ（税務上の支配グループ）全体で50人以上のフルタイム相当従業員を抱えている雇用主はALEとみなされる。IRC第6056条は、課税対象企業ではない旨を証明するための必要な情報として、前年度従業員へ支払われた賃金に関する労働時間の詳細および記録内容についての報告や、当年度の状況、医療保険給付の受給資格と提供内容、また、従業員による費用負担額等の報告を雇用主に義務付けている。

ALE の報告義務

ALEに該当する大規模雇用主のACA報告義務には、IRSへの税務報告および電子申告に必要となる手続きに加え、従業員へのIRS様式1095-Cの配布が含まれている。これには、毎月の事実情報として記載すべき適切なコードの判断および調整が必要であり、各雇用主がそれぞれ個別に同様式を準備する。また、自家保険制度 (IRC第6055条) により従業員へ医療保険を提供している雇用主は、IRSが個人の加入義務徹底のために必要とする情報を提出する目的で、様式 1095-CのPart IIIに、従業員の扶養家族の社会保障番号および、それら扶養家族が医療保険に加入していた月毎に適切なコードを記載する必要がある。

州税の動向

カリフォルニア州: 新規雇用に関する税額控除

新規雇用税額控除 (New Employment Credit: NEC) は、州内の指定地域 (Designated Geographic Area: DGA) に所在する企業が受けられる税額控除である。NECの対象となるには、以下に記す適格納税者の条件を満たし、2014年1月1日から2020年12月31日までの期間に開始する課税年度において、適格従業員（以下参照）を新規雇用し、フルタイム従業員数が基準年度のフルタイム従業員数と比較して増えている必要がある。

適格納税者の条件

- DGA 内で事業活動を行っている雇用主
- 人材派遣業または小売業、フードサービス業、酒類提供業、劇団、ディナーシアターまたはカジノやカジノホテルといった対象外事業に関与していない(小規模法人とみなされる雇用主を除く)
- 性的娯楽を提供する事業を行っていない。
- 週平均 35 時間以上勤務し以下の条件を全て満たすフルタイム従業員を雇用している。
 - 2014 年 1 月 1 日以降に雇用されている。
 - 自己の役務の 50% 以上を DGA 内の雇用主のために行っている。
 - 州の最低賃金の 150% を上回る初任給を受け取っている。
 - 平均して週 35 時間以上分の時間給の支払いを受けているか、フルタイムで雇用され定額給の支払いを受けている。
 - 雇用開始時に以下の 5 つの条件のうちの 1 つに該当している (以下参照)。

適格従業員の条件

新規雇用時に以下の条件のいずれかに該当する者:

- 6ヶ月以上雇用されておらず、学位未取得であり学科も修了していない。
- 6ヶ月以上雇用されておらず、学位の取得または学科の修了が雇用の12ヶ月以上前である。
- 除隊後12ヶ月以内の退役軍人である。
- 前年度、連邦税法上の勤労者税額控除 (Federal Earned Income Credit) を受けている。
- 重罪で有罪判決を受けた経歴がある。
- CalWORKS (就労機会及び児童に対する責任制度: California Work Opportunity and Responsibility to Kids) による公的扶助または郡の一般扶助を受給中である。

カリフォルニア州雇用訓練委員会の職業訓練奨励制度に関する新情報

カリフォルニア州雇用訓練委員会 (California Employment Training Panel: ETP) は、実績ベース契約に基づく職業訓練奨励制度を運営している。この制度は、カリフォルニア州内の雇用主が従業員を効率的に訓練し、熟練した労働力を維持することを支援するのを目的としている。また、この制度は、カリフォルニア州の雇用主が納める雇用訓練税 (Employment Training Tax) を運営資金とし、雇用の機会を設けることや、州外の競争に不利な雇用主の支援を行うことも目的としている。1982年にこの制度を開始して以来、ETPから雇用主に支払われた助成金は10億ドルを超えており、この制度を通じて訓練を受けたカリフォルニア州の労働者は、80万人を超える。

ETP制度の概要

ETPは、雇用主の訓練費用支出に対し、対象従業員訓練生1人当たり1時間8~26ドルの助成金を支払う。契約期間は通常2年間であり、訓練生1人当たり200時間までが助成金給付の対象となる。ETPの助成金の受給には、従業員への最低賃金の支払い、従業員の一定期間以上の勤務、雇用主の費用分担が条件となる。ETP制度の対象となるトレーニングには、雇用主または外部の専門家により提供される職業技能トレーニングが含まれる。

優遇措置の対象となる業種

- 製造/食品製造
- バイオテクノロジー/ライフサイエンス
- 情報技術
- マルチメディア/エンターテインメント
- 物流・運輸
- 農業
- 医療補助 (Allied Healthcare)
- 建設/環境保護/クリーン・テクノロジー

最新情報

2015/2016年度の運営資金は、9,000万ドルを超えると予想されており、1社あたり最高75万ドルまでの補助金受給が可能となる。2015/2016年度の助成金の「予備申請」受付は5月1日午前8時より開始される。

コネチカット州における税制改正法

2015年6月30日、下院法案第7061号(以下「HB 7061」)及び上院法案第1502号(以下「SB 1502」)は、ダネル・マロイ知事の署名により成立された。HB 7061とSB 1502による法人事業税改正点は以下のとおりである。

- 2015年1月1日以降開始の課税年度より、欠損金(NOL)控除額がコネチカット州における所得の50%に制限される。
 - 2012年12月31日以前の課税年度からの60億ドルを超える繰越欠損金を有する合算申告グループは、特別繰越欠損金規則の適用を受けることができる。
- 2016年1月1日以降開始の課税年度より合算申告課税を適用。この発効日はSB 1502に記されており、2015年1月1日以降開始の課税年度より適用すると定めたHB 7601より改正されている。
 - コネチカット州合算申告グループ(以下「CTユニタリーグループ」)とは、共通の保有関係(50%超の直接/間接保有)にあり、同一事業を行う法人により構成されるグループである。CTユニタリーグループ内のメンバー法人が、コネチカット州にネクサス(州の課税権、または州への申告義務)を有する場合、その法人は課税対象メンバーとなる。CTユニタリーグループ内のメンバー法人が、コネチカット州にネクサス持たない場合は、その法人は非課税対象メンバーとなる。
 - CTユニタリーグループは、原則として水際方式で合算申告を行うが、米国内の関連会社グループベースで申告するか、または、全世界ベースで申告するかについて、選択することができる。この合算申告方式に関する選択は、期日までに提出される申告書上で選択した場合にのみ有効であり、一旦選択すると10年間拘束される。

ネバダ州知事が「商業税」に署名

2015年6月10日、上院法案第483号(以下「SB 483」)が、サンドバル知事により署名され、新たな「商業税」(2015年7月1日発効)が成立された。この新税法は、ネバダ州内で事業を行っており、課税年度内にネバダ州内で得た総収益が400万ドルを超える「事業体(business entity)」に適用される。事業体がネバダ州内で得た総収益が400万ドルを超える場合、超過分に対してその事業体が「主に従事している」業種に応じた異なる税率で課税される。SB 483施行により、商業税に加えて以下の点が修正・改正されている。

- 金融機関給与ベース税および給与ベース事業税を修正
- タバコ物品税の引上げ
- ネバダ州において設立された特定の法人およびネバダ州内で取引を行うことを許可された州外法人に適用される州の年間ビジネスライセンス料の引上げ
- 鉱業の純売上高に課税される鉱業税に関する諸点の改正
- 州の売上・使用税に含まれる公教育支援税 (Local School Support Tax) 0.35%の永久的延長

ワシントン州におけるネクサス判断基準、優遇税率、製造用機械・設備免税措置、罰則金の変更

2015年7月1日、上院代替最終法案 (Engrossed Substitute Senate Bill) 6138 (以下「SB 6138」)¹が、インスリー知事の署名により成立された。この新法により、ワシントン州税法にさまざまな改正が加えられた。主な規定は、以下のとおりである。

- 州外の販売者へ適用されるクリックスルー・ネクサス規定を売上税・使用税に追加
- エコノミック・ネクサス基準を Business and occupation (B&O) 税における卸売事業区分に適用
- ロイヤルティ収入に対する優遇 B&O 税率の廃止
- 製造用機械・設備に関する免税措置の対象を特定のソフトウェア製造業者に適用
- 納税遅延に対する罰金賦課率の引上げ

州外の販売者に適用するクリックスルー・ネクサス規定²

新法により、2015年9月1日以降³、州外の販売者に対し、「実質的ネクサス」がワシントン州において存在する場合、ワシントン州の売上税・使用税の納付を義務付けることを定めている。以下の2つの条件の両方に該当する場合に、実質的なネクサスが存在するとみなされる。

- 州外の販売者がワシントン州居住者と契約を締結し、その契約に基づいて居住者が仲介手数料その他の報酬と引き換えに、居住者のウェブサイト上に設置されたリンクまたはその他の方法を通じて見込客を州外の販売者に紹介する場合
- 上記の全契約から生じた州外の販売者からワシントン州内の顧客への売上げに関する前年度の累積総収益が1万ドルを超える場合⁴

¹ 2015年度法令第5章、第3回特別議会(E.S.S.B. 6138、2015年7月1日、インスリー知事により署名)

² SB 6138 参照, Sec. 501(6)(c)(ii)追加

³ SB 6138、Sec. 501(2)

⁴ SB 6138、Sec. 202 ワシントン州法§ 82.08.050 と § 82.08.054 の間に追加、成文化

州外の販売者は、契約を締結しているそれぞれのワシントン州居住者について、販売者の商品またはサービスのワシントン州内における市場の確立や維持に、大きく貢献すると考えられる活動に従事していない旨を証明することにより、このみなし認定に反論することができる。

B&O 税の卸売事業区分へのエコノミック・ネクサス基準適用

SB 6138 施行により、2015 年 8 月 1 日以降⁵、卸売事業活動に対する物理的所在ネクサス基準の適用を廃止、⁶ これらの事業活動をエコノミック・ネクサス基準の適用対象とする。⁷ よって、ワシントン州の顧客に卸売販売を行う事業者は、ワシントン州内に物理的な所在が無い場合でも、ワシントン州内における売上高、州内で支払った給与ならびに州内に保有する不動産および有形資産を確認し、エコノミック・ネクサス基準に該当するかどうか判断しなくてはならない。収益が上記の金額基準に達するかどうかを算定するにあたり、卸売販売による収益は、ワシントン州改正法 § 82.32.730⁸ の売上税・使用税簡素化協定 (Streamlined Sales and Use Tax Agreement) に関する源泉判定規定に基づいて、ワシントン州への帰属が決定される。

さらに、SB 6138 により、同じく 2015 年 8 月 1 日以降、エコノミック・ネクサス基準について判断する際、「直前の」課税年度 (現行の適用基準である「いずれかの課税年度」でなく) 中にエコノミック・ネクサス基準のいずれか 1 つに該当した法人は、実質的なネクサスを有するとみなす、と修正された。⁹

ロイヤルティ収入に対する優遇 B&O 税率の廃止

SB 6138 施行により、2015 年 8 月 1 日¹⁰ 以降、ロイヤルティ収入に対する優遇税率を廃止し、課税率が 1.5% とされた。¹¹

ソフトウェア製造業者に対する製造用機械・設備に関する免税措置の適用

SB 6138 施行により、2015 年 8 月 1 日以降¹² 「製造業者」の定義が、最終製品に直接反映されていない下書き段階のコンピュータソフトウェアの開発に従事した一申告者をも含めるよう修正された。¹³

⁵ SB 6138、Sec. 501(2)

⁶ SB 6138、Sec. 203 ワシントン州法 § 82.04.067(6) 改正

⁷ SB 6138、Sec. 203 ワシントン州法 § 82.04.066 改正

⁸ SB 6138、Sec. 204 ワシントン州法 § 82.04.067(4)(c) 追加

⁹ SB 6138、Sec. 203 ワシントン州法 § 82.04.067(1)(c) 改正

¹⁰ SB 6138、Sec. 501(1)

¹¹ SB 6138、Sec. 101 ワシントン州法 § 82.04.2907(1) 改正

¹² SB 6138、Sec. 501(1)

¹³ SB 6138、Sec. 301 ワシントン州法 § 82.08.02565(2)(d)(ii) 追加

新法には、この免税措置は「不適格者」には適用しない、と規定されており、「不適格者」とは以下の条件に該当する関連グループまたは関連グループのメンバーと定義されている。

- 関連グループのうち少なくとも1メンバーが、1981年6月30日以前にワシントン州内で事業登録を受けている場合
- 2015年8月1日時点で、関連グループのワシントン州内のフルタイム/パートタイム合計雇用者数が4万人を超えている場合
- 関連グループの主な事業活動が、コンピュータ・ソフトウェア・サービスの開発、販売およびライセンス供与であること¹⁴

納税遅延に対する罰金賦課率の引上げ

SB 6138 施行により、2015年8月1日以降¹⁵、納税遅延に対する罰金賦課率を以下のとおり引き上げられた。

- 期日までの納付が行われない場合、納付税額の9% (5%から引上げ)
- 期日の月末日までの納付が行われない場合、納付税額の19% (15%から引上げ)
- 期日の翌月末日までの納付が行われない場合、納付税額の29% (25%から引上げ)¹⁶

¹⁴ SB 6138、Sec. 301 ワシントン州法 § 82.08.02565(4) 追加

¹⁵ SB 6138、Sec. 501(1)

¹⁶ SB 6138、Sec. 401 ワシントン州州法 § 82.32.090(1) 改正

Talk to us

Please visit www.deloitte.com/us/jsg for additional information about Deloitte's Japanese Services Group. If you have questions or comments regarding the content of this newsletter, please contact one of the following leaders:

George Warnock
JSG Americas Leader
Tel: 1 (212) 436-733
Email: gwarnock@deloitte.com

Steven Imp
Tax Leader –
US Japanese Services Group
Tel: 1 (212) 436-2892
Email: simp@deloitte.com

Tsuneichiro Shimotsuya
JSG East Region Leader
Tel: 1 (212) 653-6563
Email: tsushimotsuya@deloitte.com

Toshiro Ikeda
Deputy Tax Leader –
US Japanese Services Group
Tel: 1 (212) 436-4956
Email: toiked@deloitte.com

Akira Yamamoto
JSG Central Region Leader
Tel: 1 (313) 396-3373
Email: ayamamoto@deloitte.com

Troy Biddix
Deputy Tax Leader –
US Japanese Services Group
Tel: 1 (313) 396-3201
Email: tbiddix@deloitte.com

Naofumi Yamazumi
JSG West Region Leader
Tel: 1 (415) 783-6328
Email: nyamazumi@deloitte.com

Tetsuya Ishida
Deputy Tax Leader –
US Japanese Services Group
Tel: 1 (213) 553-1337
Email: tishida@deloitte.com

Additional Local Contacts for this Edition

Stuart Dorsky
Tax Principal | East Region
Tel: 1 (212) 436-3155
Email: sdorsky@deloitte.com

Tomoko Miyahara
Tax Senior Manager | East Region
Tel: 1 (860) 436-6883
Email: tmiyahara@deloitte.com

Jim Ryan
Tax Director | East Region
Tel: 1 (860) 725-3608
Email: jiryan@deloitte.com

Akiko Tateishi
Tax Manger | East Region
Tel: 1 (212) 436-4315
Email: aktateishi@deloitte.com

Emi Hatano
Tax Senior Manager | Central Region
Tel: 1 (317) 656-6958
Email: ehatano@deloitte.com

Annie Li
Tax Director | Central Region
Tel: 1 (312) 486-1582
Email: annli@deloitte.com

Yoshimasa Umehara
Tax Manager | Central Region
Tel: 1 (312) 486-5739
Email: youmehara@deloitte.com

Shigeki Fujisawa
Tax Senior Manager | West Region
Tel: 1 (408) 704-2625
Email: sfujisawa@deloitte.com

Hirofumi Kashiwai
Tax Manager | West Region
Tel: 1 (213) 593-3650
Email: hkashiwai@deloitte.com

Nana Numata
Tax Senior Manager | West Region
Tel: 1 (415) 783-6789
Email: nnumata@deloitte.com

Tomoko Tanega
Tax Senior Manager | West Region
Tel: 1 (808) 543-0729
Email: ttanega@deloitte.com

Yuki Utsunomiya
Tax Manager | West Region
Tel: 1 (213) 553-1643
Email: yutsunomiya@deloitte.com

Susan Eisenhauer
Tax Director | East Region
Tel: 1 (973) 602-4343
Email: seisenhauer@deloitte.com

Yusuke Nakatake
Tax Senior Manager | East Region
Tel: 1 (212) 653-6063
Email: ynakatake@deloitte.com

Mike Schmidt
Tax Principal | East Region
Tel: 1 (404) 220-1505
Email: mikeschmidt@deloitte.com

Yuka Wakino
Tax Director | East Region
Tel: 1 (212) 436-5933
Email: ywakino@deloitte.com

Takashi Kishimoto
Tax Senior Manager | Central Region
Tel: 1 (513) 723-4118
Email: tkishimoto@deloitte.com

Midori Nakamura
Tax Manager | Central Region
Tel: 1 (312) 486-5581
Email: minakamura@deloitte.com

Maki Andrews
Tax Manager | West Region
Tel: 1 (619) 237-6762
Email: makianandrews@deloitte.com

Hiroko Fukui
Tax Director | West Region
Tel: 1 (408) 704-2453
Email: hfukui@deloitte.com

Joel Littleford
Tax Partner | West Region
Tel: 1 (213) 688-5415
Email: jlittleford@deloitte.com

Mana Ota
Tax Manager | West Region
Tel: 1 (415) 783-4287
Email: mota@deloitte.com

Junko Takahashi
Tax Manager | West Region
Tel: 1 (408) 704-4327
Email: jutakahashi@deloitte.com

Eigen Yanagi
Tax Partner | West Region
Tel: 1 (408) 704-4717
Email: eyanagi@deloitte.com

Emiko Hashimoto
Tax Director | East Region
Tel: 1 (212) 436-6854
Email: emhashimoto@deloitte.com

Kayoko Ohashi
Tax Director | East Region
Tel: 1 (212) 436-3344
Email: kaohashi@deloitte.com

Michael Sullivan
Tax Partner | East Region
Tel: 1 (212) 436-3223
Email: miksullivan@deloitte.com

Todd Best
Tax Partner | Central Region
Tel: 1 (513) 784-7129
Email: tbest@deloitte.com

Yasunori Kobayashi
Tax Senior Manager | Central Region
Tel: 1 (313) 396-2804
Email: yakobayashi@deloitte.com

Hiromi Nakazawa
Tax Manager | Central Region
Tel: 1 (312) 486-0659
Email: hnakazawa@deloitte.com

Madoka Endo
Tax Manager | West Region
Tel: 1 (213) 688-4176
Email: madendo@deloitte.com

Rumiko Imanaka
Tax Senior Manager | West Region
Tel: 1 (408) 704-4431
Email: rimanaka@deloitte.com

Hiroko Mitsui-Shimomura
Tax Senior Manager | West Region
Tel: 1 (213) 593-3727
Email: hishimomura@deloitte.com

Kent Pham
Tax Senior Manager | West Region
Tel: 1 (213) 593-4228
Email: kentpham@deloitte.com

Yuki Takahashi
Tax Manager | West Region
Tel: 1 (213) 688-3357
Email: yutakahashi@deloitte.com

Zhang Candie
Tax Manager | West Region
Tel: 1 (213) 593-4445
Email: candiezh@deloitte.com

Kazuki Konno
Tax Senior Manager | East Region
Tel: 1 (404) 631-2329
Email: kkonno@deloitte.com

Joseph Paradiso
Tax Director | East Region
Tel: 1 (212) 436-3175
Email: jparadiso@deloitte.com

Mizuho Takahashi
Tax Manger | East Region
Tel: 1 (212) 492-4976
Email: mizutakahashi@deloitte.com

Tanya Crawford
Tax Director | Central Region
Tel: 1 (614) 229-4828
Email: tcrawford@deloitte.com

Terrance Kurtenbach
Tax Partner | Central Region
Tel: 1 (414) 347-6160
Email: tkurtenbach@deloitte.com

Aya Ozeki
Tax Senior Manager | Central Region
Tel: 1 (312) 486-3300
Email: ayaozeki@deloitte.com

Kaoru Fu
Tax Director | West Region
Tel: 1 (415) 783-4738
Email: kfu@deloitte.com

Reiko Ishii
Tax Director | West Region
Tel: 1 (213) 553-1097
Email: rishii@deloitte.com

Yukiko Modegi
Tax Manager | West Region
Tel: 1 (408) 704-2333
Email: ymodegi@deloitte.com

Randee Tan
Tax Senior Manager | West Region
Tel: 1 (213) 593-4243
Email: rantan@deloitte.com

Michiko Ueda
Tax Senior Manager | West Region
Tel: 1 (408) 704-4341
Email: miueda@deloitte.com

Please visit www.deloitte.com/us/jsg for additional information about Deloitte's Japanese Services Group.

About Deloitte

The information contained in The Japanese Services Group Tax Newsletter is for general purposes only and Deloitte is not, by means of this newsletter, rendering accounting, business, financial investment, legal, tax, or other professional advice or services. This material is not a substitute for such professional advice or services, nor should it be used as a basis for any decision or action that may affect your business. Before making any decision or taking any action that may affect your business, you should consult a qualified professional advisor. Deloitte shall not be responsible for any loss sustained by any person who relies on this newsletter.

As used in this document, “Deloitte” means Deloitte Tax LLP, a subsidiary of Deloitte LLP. Please see www.deloitte.com/us/about for a detailed description of the legal structure of Deloitte LLP and its subsidiaries. Certain services may not be available to attest clients under the rules and regulations of public accounting.

Copyright © 2016 Deloitte Development LLC. All rights reserved.

Member of Deloitte Touche Tohmatsu Limited